

令和6年第1回水巻町議会 定例会 会議録

令和6年第1回水巻町議会定例会第1回継続会は、令和6年3月5日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番 白石雄二

8番 岡田選子

2番 山口秀信

9番 井手幸子

3番 松野俊子

11番 古賀信行

4番 水ノ江晴敏

12番 近藤進也

5番 亀元公一

13番 住吉浩徳

6番 廣瀬 猛

14番 高橋 恵司

7番 名倉亮介

2. 欠席議員は次のとおり

10番 中山 恵

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係長 ・ 野 村 育 美

主任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	荒 卷 和 徳	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	植 田 英次郎
総 務 課 長	増 田 浩 司	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	手 嶋 圭 吾	産 業 環 境 課 長	大 黒 秀 一
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	土 岐 和 弘	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	藤 田 恵 二	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	服 部 達 也

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和6年3月 定例会
(第1回)

第1回継続会

本会議 会議録

令和6年3月5日

水巻町議会

令和6年第1回水巻町議会定例会 第1回継続会 会議録

令和6年3月5日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席13名、定足数に達していますので、ただいまから令和6年第1回水巻町議会定例会第1回継続会を開きます。

日程第1 報告第1号

議長（白石雄二）

日程第1、報告第1号 令和5年度水巻町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。報告第1号 令和5年度水巻町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、報告第1号は、承認することに決しました。

日程第2 報告第2号 / 日程第3 報告第3号 / 日程第4 報告第4号

議長（白石雄二）

日程第2、報告第2号 高松町営住宅外部改善（16号棟）工事第1回変更請負契約に係る専決処分の報告について、日程第3、報告第3号 高松町営住宅外部改善（17号棟）工事第1回変更請負契約に係る専決処分の報告について、及び日程第4、報告第4号 高松町営住宅外部改善（18号棟）工事第1回変更請負契約に係る専決処分の報告についての3案件を一括議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、古賀議員。

11番（古賀信行）

3案件一括して質問いたします。

これはですね、私は、今回だけじゃなくていつも思うんですけど、この町はですね、後の追加工事が多過ぎです。民間はこんなこと許されませんよ。

これは高松団地の3棟のですね、追加予算ですけど、今度の工事、追加で864万円。税込みで約900万円ですね。こんなことあり得るんですか。これが特別困難な工事やったら別ですけど、外壁の塗装でしょ。

ほいて、いつもみんななんか継ぎ足したようなんで、「何が出た、かんが出た」って言ってですね。民間やったらこんな絶対許しませんよ。しかも水巻町には1級建築士がおるじゃないですか。

事前にそういうことをですね、十分調査させとかにゃあ。そして調査前には、これは500万円以上の調査設計費を払われているんですよ。合わせてですね、1300万円以上の、私に言わせりゃ、無駄な金が使われてるわけです。

こういう点でですね、いつも調査、ただ壁塗るだけで調査設計に出してるんですけど、こういう点は、水巻職員ができないかどうか質問いたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

古賀議員の御質問にお答えします。

今回の設計変更の中で一番大きな変更点につきましては、外壁補修箇所数の増加でございます。

設計当初はですね、設計業者と、当課の建築技師で現場を目視による調査を行っていただきまして、設計をさせていただきました。

実際工事に入るとですね、足場を組んで作業を行うことになるんですが、その際ですね、足場設置後のため、より高いところに打診調査とか、詳細な調査をすることができます。

その中で、補修箇所、例えば浮いている箇所とかですね、亀裂がここに見つかったとか、細かいところまで発見することができます。

それにより、今回の設計変更というふうになり、外壁の補修箇所が増というふうになったわけでございます。

今後ですね、古賀議員がおっしゃるように、当初の設計のときにですね、より精密な設計をするように心がけていきたいと思いますが、どうしてもですね、足場を組んで初めて分かるところもありますので、その辺は御容赦いただきたいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

足場を組まんと分かんと言われましたけど、九州電力なんかは、望遠鏡でですね、高所のあれをよく点検してまわっています。それでですね、現地の上のあれが痛んでるか、よく点検してるわけです。

そういう点もですね、水巻町は考慮するべきだと思いますけど。何かとってつけたようなこと言われますけど。

そういうですね、民間が応用してるですね、あれを活用すべきだと思いますけど、その点どんなふうに思われてますか。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

古賀議員の御質問にお答えします。

確かに民間のほうは例えばぶら下がりとかですね、そういったところでやってると思うんですけども、やはりそれについてもですね、費用がかかってくると思います。

うちのほうはですね、今ドローンとか活用したですね、設計等についてもですね、今やるとこなんですけど、どうしてもですね、やっぱり打診をしてみないと、壁の状況が分からないというところもありますので、どうしてもその辺の設計変更が生じるというふうな流れになっています。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、いいですか。岡田議員。

8 番（岡田選子）

私も同じところなんですけど、いつもこういう設計変更が大抵行われてて、それで今、古賀議員が言われたようなね、意見が出るんですから。

最初に精密な調査ができればいいけども、「これはもう、打診調査をしないと駄目なんです。多少変更があるかもしれません」という可能性を秘めたね、当初の建設の説明みたいなことはできるのかできないのかね。

その辺の対応がないで、後からいつも、今回も 1000 万円。7000 万円の事業ですよ。それに対して、また追加追加ということに。追加は、必要な工事だとは思いますが、やはり受ける側としては、いつもこの追加工事がくると、一体どうして？っていうのはやっぱり、当初より疑問に思うのは当然だと思うんですね。

だから、「打診調査しないと、外壁の場合は、もうちょっと、多少の増加が上がるかもしれません」みたいな、予算案みたいなことはできないんですか。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

住宅政策課長（古川弘之）

当初の設計の中で、予算の中で、実際にこれだけ上がると、増になるかもしれないというのはちょっとですね、こちらのほうは言い難いと思います。

ただですね、古賀議員の御質問にもありましたように、設計の当初からですね、できるだけ精密な設計を心がけるようですね、今後努めてまいりたいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

それと、今回この上がった分の全部 290 万円とか二百何万円とか、上がった分の財源はどこに入ってるんですかね。

議 長（白石雄二）

はい、古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

16 号棟だったら議案書の 5 ページのほうに財源の内訳書が載っております。

主に一般財源、それから地方債、それから国庫支出金から社交金という改修工事とかをする際に活用する国の補助金なんですけども、そういったものを活用した形になっています。

ですから、この辺の財源を確認していただければと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

だから今回、何ですかね、これ、何か所かの工事の財源ですね。値上がりした分ですよ。それはどこの財源内訳の中に入っているのかということと、あと、もう一つ、14 棟と 15 棟の間の階段ですけど、これは前回の工事で行ったやつじゃなかったかと思うんですが、これの敷地内屋外階段の塗装改修、これは今回初めてですかね。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

平成8年だったと思うんですが、全体の景観工事の中でですね、実際行っておりますけども、ただ老朽化とかその辺が激しかったものですから、今回の工事でさせていただきました。

それから、最初の御質問にありました財源についてですけども、当然、入札したときにですね、工事費の残が出てきます。それを活用させていただいたという形になります。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、ほかにありませんか。質疑を終わります。報告第2号、報告第3号及び報告第4号について、町長報告を終わります。

日程第5 報告第5号

議 長（白石雄二）

日程第5、報告第5号 伊左座小学校北校舎増築工事第1回変更請負契約に係る専決処分の報告についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

私たち議員にはですね、伊左座小学校北校舎増築工事第1回変更請負契約に係る専決処分の報告についてですけど、どういうことを変更したかですね、議員は全く知りません。

議員が知らんでですね、何でこのですね、これに賛成するとか反対するとか言えんと思うんですよ。

どういう点を今回変更されたんですか、お尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

御質問にお答えいたします。

議案の17ページにも載せておりますけれども、大きく分けて、6点変更がございます。

まず1点目でございますけれども、外構の工事ですね。こちらは中庭のアスファルト関係を工事している際にですね、地中のほうからコンクリートの大きな塊が出ております。これは過去に浄化槽があった場所でございます、その基礎ではないかなというふうに想定しておりますけれども、そういったことがありまして、撤去に費用がかかっておりますし、あと勾配の関係でですね、当初、U字側溝を入れる予定だったんですけれども、ちょっと工法を変更しまして、仕様の変更がっております。

2点目でございますけれども、機械室改修におけるアスベスト除去と照明器具の追加ということでございますけれども、今、アスベストの関係で、これ法的な規制がありましてですね、解体するときに専門性のある人が1回調査をする必要があります。その際に、機械室の改修をする際にですね、ダクトのパッキンのほうからアスベストが検出されまして、解体するときの養生ですとか、処分に関しての変更が出ておりますのと、あと照明器具につきましては、天井が高く照度がとれないということで、照明器具を3台追加しております。

また、3点目の、建具の仕様の変更につきましては、渡り廊下に出る入り口で、引き戸を予定していたんですけれども、これ学校のほうから、もう少し間口を広くとれないかということで、開き戸のほうに変更しております。これに伴って変更がっております。

あと4点目につきましては、男子トイレのブースの増設ということになっておりますけれども、北校舎のほうに既存のトイレがございます。女子トイレ・男子トイレが向かい合わせになっているようなトイレでございまして、男子トイレのほうは、個室が1つしかないということで、学校のほうから少し不安という声がありました。逆に反対側の女子トイレのほうは5つあってですね、余裕がありましたので、その辺の女子トイレの1つのブースをですね、間口と間仕切りを変更して、ブースのほうを改修して、男子トイレとして使えるように改修をしております。

5点目が、屋上のメンテナンス通路の追加ということで、屋上が既存部分と増築部分でつながっておりますけれども、そこの渡り廊下の部分の通路の手すりですね。安全管理のために行き来する際に危険ですので、その分の通路を追加して設置しております。

6点目につきましては、仮設の工事の仕様変更ということになっておりますけれども、これは減額の変更でございまして、工事ヤードを養生するための費用を計上しておったんですけれども、予定の面積よりも、事業者の申出によって、その分の面積が少なくなりましたので、減額の変更をしております。

以上が変更内容の主な点でございます。

議 長（白石雄二）

はい、近藤議員。

12 番（近藤進也）

12番、近藤です。

今、説明がありましたこの金額についてですが、最も大事なものは、古賀議員が聞こうとしているのは――。私、担当委員会じゃありませんので、委員会で詳しいことは聞かれると思います。

数量がまずない。金額はあっても、どこをどのようにするのか。どれだけの平米なのか。あるいは、このトイレのブースにしても、パーテーションの付け替えだけで済むものなのか。

そういった単独工事は、分離発注で地元業者にできますよね、こういったことは。

だから、あえて増設する分は、これは出入口の建具の仕様変更だとか、それはあくまでも増設工事をやってる業者に全部一緒に頼んだほうが割安だというふうに感覚があるんでしょうが、それも便宜上そうなるんでしょう？

ところがですね、今、上がってる工事は、あえて追加工事で上げなくても、単独で地元業者を利用するという手もあるんですよ。

それから、書かれてる感じで言えば、4番の、この男子トイレのブース増設。これ、117万2000円。どれだけの工事をしてこんだけの金額がかかるのか。

数量がまず明確でないですから、詳細にわたっては委員会で説明してやってください。これが今すぐ出せるなら、今出してください。

これ、例えばアスベストの問題だって平米数が要ります。平米単価も決まっております。歩掛表というのがありますからね。だからそういうものに基づいてやれますから。

それから、建具の仕様変更だって、何からどういうふうに変ったか。それがどれだけの金額なのか。

それから屋上メンテナンスのこの通路の新設。これ、31万7000円がどれだけの面積を擁しているのか。

そういった数量が全く分からないで、金額だけを示されても、なかなか議会の納得は得られないと思うんですよ。

だから、そういったことをあらかじめ、聞かれなかったから答えないという。事前説明会でもそうですけど――。

議 長（白石雄二）

近藤議員、これ専決処分やからですね。これ委員会審議じゃないので。

12番（近藤進也）

だから、私のほうとしても聞きたいんですが、今言うた、この詳細にわたってですね、金額だけでなく、単価、あるいは数量だけでも教えていただければ、単価はこっちで割り出せますのでね。だから数量だけでも明確にしていだけませんか。できるなら。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

御質問にお答えいたします。

細かな内容につきましてはですね、入札等の関係もございますので、今時点、数字も持っておりませんし、お答えすることはできませんけれども、後ほどまた委員会のほうでですね、ちよっとその辺のお話をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。岡田議員。

8 番（岡田選子）

伊左座小学校のほうですけど、変更内容が、17 ページにね、1 番から 6 番までの項目が書いてあります。

そして、次の 19 ページの工事箇所等の地図っていうか図にも 6 項目。合わせて、もう何項目か書いているんですけど。2 番目のね、機械室改修におけるアスベスト除去及び照明器具等の追加というのが、次ページで、私が 2 番かなと思うのは、ごみ置場屋根改修仕様の変更と温室撤去後の給水設備移設とって、ちょっと内容がこれ同じことですか？

前のページと後ろのページの工事内容の説明が、同じ工事なのに表記の仕方が違うのか、全然別の工事を上げているのか。ちょっとそこを説明していただけますか。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

御質問にお答えいたします。

19 ページに赤字で記載されてある変更内容につきましては、より詳細な部分まで記載をしております、主だったものをですね、17 ページのほうに掲載させていただいております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

だから、1 番はね、地中障害物でしょ。同じように書いてあるんですよ。全部。1 番から 6 番まで。同じような表記なんだけど、2 番目がこれだろうという当たるところだけが、全然違うこと書いてあるように思うので。

アスベストのこととか、後ろには一言もないんですよ。その 19 ページには。だから、アスベストの工事は、これはどこに入ってるんですか。

ごめんなさい、もう質問が 3 回しかできないんで、ちょっと細かい工事の説明の仕方が、やはり変更内容と後ろとはちょっとあまりにも違ってたら、理解しにくいので。専決だからですね。

だから、そこは違いのないように、細かく書いていただくのはいいんですけど、これの中のもっと細かい部分を書いてくれるということじゃないと。この 2 番目が違うと思うんですよ。

それで、専決ですから、本当にこうしましたっていう結果報告だけで、もう私たち議員が決めないといけないんですね。

それで、専決処分はなるべくしないようにということは、今までにも言ってきました。

それで、今回は、工事期間もあったのかもしれませんが、専決じゃないと駄目だった説明を

きちっとしていただけますか。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

岡田議員の御質問にお答えします。

先ほど議員がおっしゃられたように、工事期間の関係とかですね、いろいろ変更点出てきましたけども、毎月ですね、工事の際はですね、学校の管理職の先生を交えながらですね、定例会議を行っています。

その中で、いろんな学校からの要望とかですね、そういったことに対応するというようなことも踏まえた形の変更点になります。

どうしても工事期間、終わりが決まっておりますので、期間的にもちょっと時間がないということで、今回、専決処分させていただいたという流れになります。

御容赦いただきますよう。すいません。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、ほかにありませんか。質疑を終わります。報告第5号 伊左座小学校北校舎増築工事第1回変更請負契約に係る専決処分の報告について、町長報告を終わります。

日程第6 議案第1号 / 日程第7 議案第2号

議 長（白石雄二）

日程第6、議案第1号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正について、及び日程第7、議案第2号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての2案件を一括議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいま議題となっております、議案第1号及び議案第2号については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第8 議案第3号

議 長（白石雄二）

日程第8、議案第3号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第3号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第9 議案第4号

議長（白石雄二）

日程第9、議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第10 議案第5号

議長（白石雄二）

日程第10、議案第5号 水巻町周遊拠点施設設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。はい、古賀議員。

11番（古賀信行）

これ、周遊拠点を造ってですね、多額の金をつぎ込んで造ったんですけど、結果的にはですね、利益が出らんで、こういう点に至ったと思うんですけど。この周遊拠点施設設置管理条例を見直してですね、果たして今後ですね、この周遊拠点が繁栄するかどうか、私、疑問に思ってるんですよ。どうしたらこの周遊拠点が町内外の皆さんに利用してもらえるか。

そういう点、町の執行部としては十分検討されたことはありますか。質問いたします。

議長（白石雄二）

はい、手嶋課長。

企画課長（手嶋圭吾）

御質問にお答えいたします。

この周遊拠点施設の使用につきましては、昨年、4年度の実績でですね、これはレジを通った来場者数だけですけども、約6万人近くが来場されております。

この周遊拠点施設の目的としては、観光で訪れた方と町民の触れ合いとか、関係人口の創出等、そういう部分を目的にして設立した施設でございますので、今現在、当町として考えているのは、そこの収益云々ということではなく、そういう先ほど御説明した目的に沿った形で施

設のほうが運営できているというふうに考えております。

参考に、今年、令和5年度につきましても、約7万人ぐらいの来場者数を見込んでおる状況でございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

こういうふうにはですね、お金をつぎ込むにはですね、ある程度の収益も、役所といえどもですね、お金を稼ぐ必要があると思うんですよ。

そういう点でですね、やっぱりそういう、6万人来たとか7万人来たとか、人間が来た割には、全然ほとんど、商工会に委託してましたけど、年間400万円ぐらいの赤字だったでしょ。

そういう点でですね、やっぱり役所もですね、お金を稼ぐアイデアを出さんとですね。その点、北九州市や指宿市は、マラソンで多額のお金を稼いでるんですよ。

そういう点もですね、いろんな面で、町はですね、いかに外部からお金を稼ぐかですね、考える必要あると思うんです。

そういう点、今後検討していただきたいと思うんですけど、どうですか。

議 長（白石雄二）

手嶋課長。

企画課長（手嶋圭吾）

御質問にお答えします。

今回の条例改正につきましても、古賀議員が言われるようなですね、収支のマイナスが多い部分ですね、それを解消するための改正ということで提案しておりますので、そういう部分については、検討した結果が今回の条例改正というふうに受け止めていただければというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいま議題となっております、議案第5号水巻町周遊拠点施設設置及び管理条例の一部改正については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第11 議案第6号

議 長（白石雄二）

日程第11、議案第6号 水巻快適環境づくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止

についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、井手議員

9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。

私は、この廃止されようとしているこの条例について、改めてちょっと調べてみました。

そしたら、その目的としてですね、自然や歴史資産の保全とか、安らぎと潤い、そして美しく魅力ある町並みや景観を創出するとか、快適な環境づくり、そしてまた、同時に、自主的先駆的に取り組んでいる人材や団体にも、長期的に支援をするっていうような内容で、私、とてもすばらしい基金だと感じました。

しかし、説明の中では、過去にこれ、1 回しか使ったことがなくて、現在も 1 億円以上が残されていると。

私、これもう条例つくられて随分長いと思うんですけど、どうして今までですね、水巻には、歴史とか文化があるのに、それを奨励するような事業を、何でこれを使ってしてこなかったのかなっていうのを一番に思ったんですけど、その辺、執行部はどうですか。

議 長（白石雄二）

はい、手島課長。

企画課長（手嶋圭吾）

議員の御質問にお答えいたします。

この快適環境づくり基金ですね。この分の運用につきましては、そういう、議員がおっしゃるようなですね、目的に沿った個人及び団体というのがですね、平成 5 年にこの基金が設立されて 30 年余りですね、そういう個人及び団体というのが見いだせなかったという状況がございます。

で、平成 20 年以降にですね、北九州等、北九州・中間・水巻で関係団体から成る堀川まちおこし実行委員会ですね、この負担金として、約 12 万円を 20 年以降負担してきているというような実績がございますけれども、実際の目的という部分が達成できていない状況でございますので、その分で 30 年間、こういう実績がないということは、今後もそういう団体等をなかなか見出すことが難しいと。困難な状況でございますので、これを有効に活用するために、今回、基金の積み直しをですね、公共施設等整備基金のほうに積み直すということで提案を差し上げているところでございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、井手議員。

9 番（井手幸子）

今、団体を生み出せなかった、見つけきれなかったっていう答弁だったと思いますが、でも町内には、いろいろボランティアサークルとか、街路樹にお花を植えたり、そうやってやっている方はたくさんいらっしゃると思うんですね。

これはやっぱり町の姿勢そのものかなと。お金はあるんだから、そういうところのネットワークを広げて、町民の人からいっぱい声も聞いて、奨励するっていう。

30年間もね、1回しか使ってないっていうのがね。本当残念で仕方ありません。

これはもう町の姿勢。やる気があるかないかの、私は問題だと思います。

そしてこれをですね、基金を廃止して、公共施設整備にのせるって。これ、全然違う。文化がなくなっちゃうっていうかね。

この快適環境づくりの基金は、「文化面にも、歴史・文化にもお金出します」でしょう。でも、これ公共施設整備に移してしまったら、公共施設整備に文化ないから、何か、このせっかくある基金を廃止するっていうことは、どうかなと私は疑念を持ちますけど。

その点についてはいかがですか。

議 長（白石雄二）

課長。

企画課長（手嶋圭吾）

御質問にお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃったようなですね、各地域の活動等ですね。そういった部分につきましては、景観や環境の担当部署がございますので、それを一般財源化してですね、継続的に支援を行っていく必要があるというふうに考えておりますので、こういう財源のですね、限りのある基金を使っての事業という形では考えていない状況でございます。

それとですね、公共施設等整備基金のほうに積み直しをするという点についてでございますけども、この点につきましても、先ほど申しましたようにですね、なかなかこの快適環境づくり基金のですね、目的が達成できないという状況がございます。

もう30年以上たっておりますので、そういった部分も含めて、快適環境づくりというのはどういうものかという部分でですね、その全てを網羅できてはいませんが、今現在、公共施設等はかなり老朽化をできてきておりますので、いろんな町民が使えます公共施設でございますので、そういった部分でいろんな調査をすると、やっぱりいろんな部材の不具合等、劣化等も見られてきていますので、そういう部分で、この目に見えない部分ではございますけれども、そういう安全・安心のですね、使用を町民の方にしてもらうために、今回、この基金の移替えをしたいというふうに提案をさせていただいてるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、ほかにありませんか。古賀議員。

11 番（古賀信行）

水巻快適環境づくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてですけど、まあ、この言葉はいいですよ。水巻町の快適環境づくりですね。

けど、具体的に、どんなふうにもその快適環境づくりをなされたか、私たちは目に見えてないです。

一つ、最近変わったのは、お風呂を民間化ですね。そういったことですけど。

私は、全国、福島、岩手、最近で柳川、大刀洗、いろいろ見てきましたけど、全然快適環境づくり、違うんです。どんなふうにも違うかといえば、お年寄りが手軽に集まる場所をいっぱいつくってるんです。進んだ町は、そこの町の人々が低料金で泊まれる温泉付きの施設を造っています。一番びっくりしたのは、岩手県の西和賀町。JRの駅に温泉を併設してるんです。そして外部からお客さんをお呼び込んで、1 銭でもお金を稼ごうとしてます。

そういう点、この水巻町はこういう条例はあるんですけど、この問題は企画課だけじゃなくて、地域づくり課とかいろんな課が力を合わせて、年寄りの居場所づくりをですね。年寄りだけじゃなくて、町民の居場所づくりをね、そういうふうにも考えていく必要があるんじゃないかと思います。

その点、執行部としてどう考えていますか。どの課でもいいです。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

企画課長（手嶋圭吾）

御質問にお答えいたします。

もちろん、快適環境づくり基金の設置目的的にはちょっと、議員のおっしゃるような形とちょっと離れている部分もございますけども、もちろんそういう議員の提案されるですね、施設等の設置といたしますか、そういった部分につきましては、各担当部署のほうでですね、今後も検討してまいりたいというふうにも考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

質疑を終わります。ただいま議題となっております、議案第 6 号 水巻快適環境づくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第 12 議案第 7 号

議 長（白石雄二）

日程第 12、議案第 7 号 水巻町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたし

ます。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第7号 水巻町営住宅設置及び管理条例の一部改正については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第13 議案第8号

議 長（白石雄二）

日程第13、議案第8号 水巻町見守りネットワーク協議会設置条例の廃止についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第8号 水巻町見守りネットワーク協議会設置条例の廃止については、文厚産建委員会に付託いたします。

日程第14 議案第9号

議 長（白石雄二）

日程第14、議案第9号 水巻町障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部改正についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第9号 水巻町障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部改正については、文厚産建委員会に付託いたします。

日程第15 議案第10号

議 長（白石雄二）

日程第15、議案第10号 水巻町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第10号 水巻町子ども・子育て会議条例の一部改正については、文厚産建委員会に付託いたします。

日程第16 議案第11号

議 長（白石雄二）

日程第 16、議案第 11 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第 11 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、文厚産建委員会に付託いたします。

日程第 17 議案第 12 号

議 長（白石雄二）

日程第 17、議案第 12 号 水巻町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第 12 号 水巻町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正については、文厚産建委員会に付託いたします。

日程第 18 議案第 13 号

議 長（白石雄二）

日程第 18、議案第 13 号 水巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第 13 号 水巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、文厚産建委員会に付託いたします。

日程第 19 議案第 14 号

議 長（白石雄二）

日程第 19、議案第 14 号 町道の路線認定についてを議題といたします。ただいまから質疑を

行います。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第14号 町道の路線認定については、文厚産建委員会に付託いたします。

日程第20 議案第15号

議長（白石雄二）

日程第20、議案第15号 町道の路線廃止についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第15号 町道の路線廃止については、文厚産建委員会に付託いたします。

日程第21 議案第16号

議長（白石雄二）

日程第21、議案第16号 令和5年度水巻町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第16号 令和5年度水巻町一般会計補正予算（第6号）については、関係の各常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第17号

議長（白石雄二）

日程第22、議案第17号 令和5年度水巻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第17号 令和5年度水巻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第23 議案第18号

議 長（白石雄二）

日程第 23、議案第 18 号 令和 6 年度水巻町一般会計予算についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。はい、井手議員。

9 番（井手幸子）

細かいことについては委員会でいろいろ質疑を行いたいと思いますが、私は、昨日の美浦町長の当初予算案の提案説明のところちょっと気になるのがですね、能登半島地震から始まっているんですけど、そのために、「本町でも地震が起こりうる」と。それと、「災害に強いまちづくりを行います」っていうふうの説明をされましたし、今、全国的にこの 3 月議会っていうのは、1 月の能登半島地震を受けて、やっぱり防災・災害対策については、いろいろ住民の関心も強まっていますし、自治体のほうも大きく計画を見直したりするという動きがあっております。

私たち会派も、一般質問でこのことについてお尋ねをするんですけど。ほかの会派の方もね、やはり質問されているようですけれど。

「私が災害に強いまちづくりを目指します」と明言されているのに、災害対策費というのがね、あまり変わってないというか、もう本当、僅かしかないわけですね。

もう、今だと思うんですよ。この災害に備える——。この地震があって住民も関心が高くなってみんなでどうにか備えをしないといけないっていうときに、この令和 6 年度の予算書を見ますと、それについての予算計上がね、私はちょっと見られないと感じました。

細かいことはね、また委員会で質問しますが、町長が災害に強いまちづくりとは、どういうあれを考えておられるのかをお尋ねします。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

災害に強いまちづくりというのはやはり、町民の意識を高めて、それから物質的にはですね、まず一つは遠賀川。遠賀川のやっぱり災害を、いかに、国土交通省の河川事務所と力を合わせて堅固にやっていくかと。

それから、やはり福岡沖地震でですね、震度 5 のときに、これがいつまたやってくるかわからないということで、やはり地震に対しての、家屋の補強等々、そういう、大きなことじゃなくて、小さなことから、やはりこの町の家屋の——。

今度、能登半島も古い家屋が全滅しております。だから、今後はですね、家屋に対して補助金を出して、耐震の強い住宅を推進するとか。

そういう中で、大きい予算を組めばそれでいいということじゃなくて、やはり今、この北九州、この遠賀郡においては、台風を置いて、大きな被害が出ておりません。しかし、レッドゾーンもあります。そういうときに、今から台風地震等々ですね、そういうものを常日頃から、やっぱり備えていくっていうことで。予算を大きく積んだからそれでいいというもんじゃないと思います。

だから、予算等ですね、今日まで災害に対してやってきておりますので、特別に何をするということじゃなくて、ただこれから足りないものは予算を組んで、また、議員の皆さんの御意見を聞きながら、もし足りないものあれば補正を組んでもやっていきたいというふうを考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、井手議員。

9 番（井手幸子）

町長の思いはよく分かりましたけれど、やっぱり町民の命を守る、生活を守るのは自治体の責任であって、そのための予算執行ですよ。

今、本当、予算書としてはね、あんまりないんですけど。今、耐震化をっていうお言葉がありましたけども、ぜひそれは進めていただきたいと思いますね。

どうも、こっちの北九州のほうは、安全神話っていうか、水巻もあまり台風も来ないし、この間地震がちょっとありましたけど。

地震に対してですよ。台風とか水害は事前に予知ができるけど、地震っていうのはいきなり来るわけだし、昨今のあれを見てみたら、愛媛とかいろんなところでちょこちょこ起きてますね。

だから、やっぱり今、お金をつけていって。まあ施策にもよりますけど。それを具体的に今後、示していただきたいという要望です。

議 長（白石雄二）

はい、近藤議員。

12 番（近藤進也）

当初予算の説明書にあります、13 ページと 14 ページにわたって質問いたします。

例えば、今先ほど言われました、命と暮らしを守るのが公務員の務めでありまして、全体の奉仕者であるわけです。

人事院勧告のことについて言いますが、人事院勧告で、それに給与体系が変わったと。

これに準ずる必要はないわけで、人事院勧告が上がったから、あるいは国家公務員の給料を上げますという、岸田が上げましたよね。

これは一般会計予算の内容の問題で言ってますから。一般会計ですよ。

議 長（白石雄二）

それは総財の内容じゃないですか。

12 番（近藤進也）

いやいや、いいです。それからね、次、ほかにあります。

14 ページの補助費のことですが、遠賀・中間地域広域行政の問題ですが、これは合特法に基づく補償金を計上して、7802 万 5000 円増額の 15 億というふうになっていますが、実際に合特法に基づくっていうのは、これはあくまでも、し尿処理業者が自立を促すためにできた覚書であってですね、田中町長時代に築かれたものです。

田中町長が言ってました。「期限を設けてなかったのは残念だ」と。

この合特法は、あくまでも合議によるものですから、業者さんがし尿処理の水洗化に伴って仕事を失う。その補填だということで与えられた合特法ですよ。

この合特法にですね、実は、退職金を払うなんて言うてもですね、実際に営業・経営をしている、まあ環整ですが、そこが従業員に給料を払ってますよね。退職金がどうして発生するのかをちょっと聞かせください。

副町長、答えきるんやないの。

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

今、近藤議員の言われたこと、よく理解できないんですけど。退職金とかそういうものはここに載ってないと思いますし、この合特法に基づく補償金というのは、文厚で説明いたしましたように、バキュームカー1 台の 4800 万円を含めた、7802 万円の増額になっていると思いますので、退職金がこの中に入っていると思ってませんけど。

以上。

議 長（白石雄二）

はい、近藤議員。

12 番（近藤進也）

じゃあ、合特法に基づく補償というのは幾らで、それは何に充てるんですか。人件費でしょ。だから、そのことの内容についてちょっと説明を聞かせてください。

議 長（白石雄二）

岡田課長。

下水道課長（岡田祐司）

近藤議員の御質問にお答えします。

合特法に基づく補償というのは、99 ページの予算書に書いてありますとおり、4800 万円を上げております。これは、太洋社の廃業に基づく、平成 8 年に契約した、合特法の覚書に基づく補償金の支払いでございます。

以上でございます。

議長（白石雄二）

はい、近藤議員。

12番（近藤進也）

いや、合特法に基づくものといってもですね、この金額が何のために支払われるのか。

例えば、太洋社が今度閉鎖しますよね。そのやめるところに補償を充てるんでしょう。

ところが、そこに人数が何人いますか。

全部これ、取り仕切っているのは環整ですよ。その組合があつて、組合の中で当然話合いが、協議が行われたと思います。

もともとですね、この合特法の在り方は、覚書を交わしている、田中町長時代の内容ですが、実際に私の先輩議員たちもこの覚書を皆さん閲覧して知ってるわけですよ。

実際に自立を促すために、水洗化に伴ってし尿処理関係の仕事がなくなります。それに代案としてね、代替措置として、この覚書、合特法が設立されたんですよ。そういうふうには聞いてますからね。

実際に、そのために、太洋社がやめるから、その補償金を充てるって何ですか。

もともと下水道処理場も与えています。それから、いまだに高松ポンプ場も残しています。

高松ポンプ場なんかどうします。1500万円出してるでしょ、委託。

委託金額が問題なんですけど。私のときに1500万円から毎年100万円ずつ下げていったんですよ。あなたになってからね、美浦町長になってからまた戻してる。1500万円に。

これね、入札をはかってみたんですよ。北九州に照らしてね。模擬入札をやったらですね、900万円台だったんですよ。なぜ1500万円も払ってるんですか。

そういうふうには、環整が取り仕切っているし尿処理組合の大本に、それだけの委託金を払って、ね。そして今度、下水道処理場も、独占企業ですよ。

本来入札すればいいのに、入札しない。独禁法に触れますよ。これは、まさにそこに一括して委任している既得権がそこで発生してるわけです。

そういうね、業者との慣れ合いという疑惑が発生するわけですが、もともと、環整さんにあてた、この仕事。そして太洋社が閉鎖することに伴う補償金。この補償金の内容がですね、いまいちょっと明確でないんです。そこははっきりできますか。

議長（白石雄二）

岡田課長。

下水道課長（岡田祐司）

今回上げております、合特法に基づく補償金というのは、近藤議員がおっしゃるとおり、合特法というのは、一般廃棄物、し尿処理については、町村の義務でございますので、し尿収集が滞ってはならない。ただ、下水道が普及したことによって、件数が減って業者が、し尿収集

ができなくならないようにするための法律でございます。

それで、平成8年にしたものについては、太洋社さんについては、経営ができなくなった場合はやめていただいて、そのバキュームカーの補償について4800万円を払うという形になっていきますので。

環整さんも太洋社さんも全然別の会社になりますので、今回については、太洋社さんが、合特法に基づいて、会社をやめて、し尿収集の業務をやめるということになりましたので、その覚書に基づいて合特法の補償金を払うものでございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

3回終わりました。3回。

[「いや、環整と別っていったって、兄弟会社ですよ。」と発言する者あり。]

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

今回の予算で、昨日の町長の所信演説の中でもありましたのが、東水巻駅のロータリーとか、これから駅前開発等が進んでいくんだろうと思うんですけど、仮ロータリーを設置するという事で、来年度1700万円が工事費として予算化されてますけど、仮という概念をどういうふう
に受け取ったらいいかということですね。

そして、じゃあ仮じゃなくて本工事というか、それについてはどのような計画とか、事業計画を持っているのかということをお聞きいたします。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

岡田議員の御質問にお答えいたします。

東水巻駅の仮ロータリーということでございますけれども、現在、東水巻駅の直近で吉田団地の住替え事業が進んでおりまして、県道とJRの間のところの住替え事業が進んでおります。

一部除却が終わった箇所がありますので、そこにですね、まず仮のロータリー、車が入れるような、人が乗り降りできるようなところを造らせていただくということにしております。

現在、県道側には車を止めるスペースがございませんので、車道に車を止めて非常に危険な状態でもございますので、安全を確保するためにですね、町営住宅を一部除却した箇所に、仮のロータリーを造ります。

これが、仮設といいますのが、今から全体計画をしっかりとつくってまいりますので、その中で、ロータリーの形をどうしたらいいのかとかですね、どういうふうな建物が、どういうふ

うな用途になるということが、はっきり決まった段階で、その用途に合わせた、最終的には水巻駅の南口のようなロータリーを造るということを考えておりますけれども、現時点ではあくまでも安全対策のための仮設ロータリーということにさせていただいております。

本格的な事業ということは、どういうふうに考えているかということですが、JR東水巻駅の周辺の基本構想の中ではですね、いろいろと何案もですね、案は出してあります。

今のところ最もいいだろうと言われてる、委員さんの中でも、この案がいいんじゃないかということ言われていることにつきましてはですね、公共施設の統合でありましたり、あとは医療介護施設とかですね、そういうのを持ってくるとか、あとはショッピングですね。生鮮品などを扱う商業施設を持ってくるとかいうところで、今の案ではそういうふうな案になっております。ただ、今後ですね、今度、基本計画に入っていくわけですが、その計画の中で、また具体的な用途のほうは決めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

今日配られた説明資料の中に、基本構想が、年末年始あたりでしたっけ。パブコメの資料がたくさん出てました。

私も玄関前であれ見ましたけど、めちゃくちゃ字は細いし、分厚い中で。何かそれで一気に出ましたよね、パブコメが。3通りぐらい出ましたよね。3冊。何ですかね、男女共同参画なんかも出てたし。

ああいう中で、住民の皆さんに意見を聴くっていうやり方自体が、ちょっとどうなのかなというふうに思うんですけど。

仮ロータリーで確かにいいんですよ。造っていいんですけど。でもまたそれを全部、御破算にして、1700万円がね、ただの仮ロータリーを造るための予算っていうんじゃなくて、やっぱりそこは、1700万円が活かされた使い方をしてもらわないと。

また、そのときには全然違うふうになりますよっていうふうになると、1700万円は捨てたようなことになりますんで、そこは活かしていただかないといけないことを思います。

それと、これ基本構想ができて基本計画を立てて、それで国の補助事業なんかに乗せていって、事業として、今後水巻町が大きくなね、水巻駅南口に続き、大きな事業として、ここに予算をかけていくんだらうと思います。

だからその、何ていうんですかね、事業計画の年度別というか、時系列というか、そういうのはある程度考えているんですか。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

岡田議員の御質問にお答えいたします。

基本計画ですけれども、今回のJR東水巻駅周辺等整備基本構想につきましては、東水巻駅を中心として、南部地域全体の将来に向けての計画という位置づけで進めております。

令和6年度以降、今度は具体的な計画に入ってまいりまして、まず優先順位等を決めながらですね、令和6年、7年ということで、基本計画のほうを進めていきたいというふうには思っております。

ただ、今現在ではですね、何から手をつけるかということとははっきり決めておりませんが、令和6年度以降に検討に入りたいというふうには思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

いいですか。近藤議員は3回言われましたので。

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第18号 令和6年度水巻町一般会計予算については、関係の各常任委員会に付託いたします。

日程第24 議案第19号

議 長（白石雄二）

日程第24、議案第19号 令和6年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第19号 令和6年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第25 議案第20号

議 長（白石雄二）

日程第25、議案第20号 令和6年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第20号 令和6年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第26 議案第21号

議 長（白石雄二）

日程第 26、議案第 21 号 令和 6 年度水巻町公共下水道事業会計予算についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第 21 号 令和 6 年度水巻町公共下水道事業会計予算については、文厚産建委員会に付託いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 11 時 05 分 散会

